大和事始　三

大和事始　三

イ 3
1908
3

大和事始巻之五目録

武備門　第十二

用武　一　舟軍　二　火戦　三　武藝　四
講武　五　陣法博士　六　八陣　七　軍神　八
武田流軍術　九

神事門　第十三

神事宗源　十　立霊時祭天神　十一　伊勢大神宮　二十
伊勢幣帛使　十三　以兵器祭神祇　十四
定大社國社及神地神戸　十五　伊勢齋宮　十六

1908
3
昭和十八年

賀茂斎院 十七　大嘗會 十八　神輿振 十九

礼樂門 第十四

礼 二十　定倭礼 廿一　嫁娶 廿二　年賀 廿三
柏手 廿四　茶礼 廿五　葬礼 廿六　火葬 廿七
喪 廿八　月忌 廿九　年忌 卅　○神樂 卅一
五節舞 卅二　伎樂 卅三　猿樂 卅四　田樂 卅五
瞽者歌平家物語及弾琵琶 卅六

典制門 第十五 公事附

即位践祚 卅七　重祚 卅八　譲位 卅九　朝覲行幸 四十

制法 四十一　年号 四十二　把笏 四十三　帯剣 四十四
刑法 四十五　火刑 四十六　黥刑 四十七　賞賜 四十八
感書 四十九　調役 五十　外國朝貢 五十一　外國人帰化 五十二
日本通外國 五十三　遣使於中國 五十四　遣唐使 五十五　國史 五十六
官家 五十七　巡察使 五十八　上表 五十九　版籍 六十
賜諱字於臣 六十一　禁食牛馬肉 六十二　同火食忌 六十三

伎術門 第十六

卜 六十四　醫術 六十五　藥方 六十六　暦法 六十七 附天文遁甲
騎射 六十八　賭射 六十九　通矢 七十　畫 七十一

拳 七十二

大和事始巻之五目録 終

大和事始巻之五

武備門 第十二

用武 一

天照太神。葦原中國に。天孫を降しまします時。經津主命。武甕槌命の二神を遣して。順はざるものを平げしむ。是正しく武を用ひ始めして将帥の職ここより起まり。人代に入ては。神武天皇兵を起して。日向より宇佐岡水門にいたり。吉備國に坐す三

年にして浪速を発す。河内をすぎ。大和國孔舎衛坂にして。長髄彦と戦ふ。是人代兵を用ひ始めなり。右の二事並に日本紀にあり

舟軍 二

神武天皇。みづから諸皇子舟師を帥ゐて東に征し玉ふ。日本紀 是舟軍の始也。

火戦 三

神武天皇の御時。八十梟帥。墨坂に焃炭を置とあり。日本紀 是火攻の事にや。

武芸 四

綏靖天皇武芸人にすぐれ玉ふ。日本紀 此時すでに武芸の名あり。

桓武天皇延暦十年三月。諸國に令して武芸の殊に秀たる者を試挙しむ。日本後紀 是武芸ある者を挙用する始也。

講武 五

天智天皇七年秋七月。近江国にして武を講せしむ。是武を講せし始也 天武天皇十二年十一月。

諸國に詔して陣法を習はしむ。同十三年閏四月に又詔して曰。凡政の要は軍事也。こゝをもつて文武官の諸人、務て兵を用ひ。及馬に乗ことを習ひ。則馬兵并に。身に装束の物。努て具に備足べし。日本紀

陣法博士 六

持統天皇七年十二月。陣法博士等を遣はして諸國に教へ習はしむ。日本紀 今世にいはゆる軍法者これなり。

八陣 七

廃帝天平寶字四年十一月丙申。授刀舎人春日部三関。中衛舎人土師宿祢関成等六人を太宰府に遣し。大貳吉備朝臣真備に就て。諸葛亮が八陣。孫子が九地。及結営向背を習はしむ。續日本紀

按ずるに。吉備公は元正天皇養老元年に入唐し。聖武天皇天平七年に帰朝せられ。又孝謙天皇天平勝寶四年に

入唐し凡六度に及び帰朝せしが。かく二度まで入唐し。文武の学を究め来りし人なり。されども此時始て八陳を我国に伝へ来らざりしなり。此人に就て学びしめ給ひしなるべし。軍家者流に云伝ふるは。仲哀天皇豊浦宮におはしましける時。異国より履陶公といへる人兵の道を伝へ献じに来り。天皇より異国の兵術を授けられ。則黄帝の八陳也。天皇これを皇后に伝へたまひ。皇后此術を用て筑紫を征し新羅を伐たまふ。其後応神帝長じたまひて。皇后此兵術を授たまふ。かくて応神帝八陳の軍法を以て母后より伝うけ給て。御在位の間兵術に心を用ひたまふ。崩じたまふ時に臨て。此書を残て世に留り伝りしも。却て兵を好もの出来て乱の基となるべしとなげかしめ。焼て是を呑たまひ。吾死後必軍神とならん

と宣へ。是によりて後世應神帝を軍神と称し奉る。崩御の後此廟を八幡宮と云。八旒の幡ある故八幡と云也。是日本にも八旒伝来の始也と云。訓閲集に説をのせたり。其説理あるに似たりといへども。古代の事に見えざれば拠とし難し。

軍神 八

天照大神及高皇産霊尊の御子として。皇孫瓊々杵尊。葦原中国に降し給はんとて経津主神。武甕槌神を天より下して從ざるものをしづめさせ給へる故に此二神初て軍をおこしを以て日本の軍神とす。事は日本紀にみえたり。

武田流軍術 九

甲州流兵学の起りは小幡勘兵衛より始る。勘兵衛は甲州の士小幡山城守が子の又兵衛[illegible]子也。其父は天正三年武田勝頼滅亡の時討死せり。勘兵衛は時九歳なりしを家康公にま

を為まし。勇士の末也とて。井伊兵部と先
年秀忠公の由緒仕よ定られ。十六歳の
時武者修行の為とて。玄関より本針切
てうけ落す。家康公これをあきれ給
ひ。為させまへ先。其居所を志す。勘兵衛を
れく在歴し。慶長五年関原陣の時。井伊兵
部よ随ひて功あり。其まし佐和山よ浪人
て居住ん。慶長十九年大坂冬の陣よ。偽りて
籠城し。夏陣の時。城を出。秀忠公よ召出

さらて由丈番となる。高坂弾正が書を集め
て甲州の士数人井伊兵部よ従て佐和山
よありしに。信玄の事を為せ。甲州流兵
術を建立して人の師となる。高坂弾正が作
りし書は。甲陽軍鑑十九冊。同末書上下。諸
要秘訣虎豹の二秘書也。

神事門 十三

神事宗源 十

天孫始て此土に降臨しまします時。天児屋命枝翼の臣となり。則祭祀を主とり。故に神代巻にも。天児屋命は。神事の宗源を主る者也とあり。是日本にて祭祀を主るの始也。

立霊時祭天神 十一

神武天皇四年春二月廿三日に詔して曰。我皇祖の霊天より降鑒て。朕が躬を光助たまへり。今諸虜をたいらげて。海内無事也。以て天神を郊祀て。大孝を申べしとて。即霊畤を鳥見山の中に立。其地を号て上小野榛原下小野榛原と云。用て皇祖天神を祭りたまふと日本紀にみえたり。是霊畤を立て皇祖を祭るの始也。

伊勢大神宮 十三

日本紀に云。崇神天皇六年。百姓流離て或背叛く者あり。其いきほひ徳以て治がた

まうしつを以て晨に興夕までに惕て。罷
を神祇に請ひしより先き天照大神大和の
大国魂二神。並に天皇の大殿の内にいはひ
祭る。然も其神勢を畏たまひ。共に住たまふ
こと安からずして。天照大神をば。豊鍬入姫
命に託て。倭笠縫邑に祭り。仍て神籬を
磯堅城に立。垂仁天皇二十五年三月十日。
天照大神を豊耜姫命より離まゐらせて
倭姫命に託たまふ。ここに倭姫命大神を志

づめまさん所を求て。菟田筱幡に到り更に
還て近江国に入。東の方美濃国を廻て。伊勢
国に到給ふ。時に天照大神倭姫命に誨て曰。
是神風伊勢国は常世の浪の重浪帰する国
也。傍国可怜国也。是国に居んと欲すと。
故に大神の教のまにまに其祠を伊勢国に
立たまふ。因て斎宮を五十鈴川上に立たまふ。内宮是也
是を磯宮と云。於是天照大神始て天より降
まひし所なり。以上日本紀　雄略天皇二十一年

丁巳のとし十月に。伊勢の皇大神。大倭姫
命にをしへて。丹波国与謝の郡真井原より
して。豊受大神をむかへまいらせ。大倭姫命。
奏聞し給ひしによりて。明る戊午の秋七
月に。勅使をさして迎へまいらせ。九月に度会
郡山田原の新宮にしづまりまし給ふ。垂仁天皇
の御代に。皇大神宮を五十鈴の宮にうつしまゐ
らせしより。四百八十四年ぞおくれありける。
神皇正統記○是外宮の事也○内宮外宮と称することハ村上
天皇の御宇。斎王参る節の時。皇大神ハ奥座なる故内宮と号し。

度会宮ハ外座なる故外宮と称する
より始るといふ。神名秘書に見えたり。
伊勢大神宮へ行幸の始ハ。聖武天皇天平十二年十
月行幸を始とす。勅使を立給ひしも。此
時にしみりとの御時。橘諸兄を始とす。天平十四
年二月三日。勅使として
伊勢に向ふ。

伊勢幣帛使　十三

続日本紀に云。孝謙天皇天平宝字元年始て
伊勢大神宮へ幣帛使を制せられ給ひて
今より以後。中臣朝臣を差て。他姓の人を

勇敢あるをゑらざれと命じ玉ふ。

以兵器祭神祇 十四

垂仁天皇二十七年秋八月。祠官に令して。兵器を以て神幣とせんと卜しむるに吉也。故に弓矢及横刀を以て諸神の社に納しむ。仍て更に神地神戸を定て。時を以てこれを祠る。兵器を以て神祇を祭る事。始て此時におこる。日本紀、

定大社國社及神地神戸 十五

崇神天皇七年に。八十萬群神を祭て。仍て大社国社及神地神戸を定玉ふ。日本紀

伊勢齋宮 十六

垂仁天皇の御時。倭姫命を以て斎宮に立玉ふ。是始なり。齋宮の址は。伊勢大神宮の外に斎宮村あり。もとは斎宮の址あり。昔の鳥居猶残れり。

賀茂齋院 十七

嵯峨天皇の御時。皇女有智子内親王を以て賀茂斎院に立玉ひしより始る。斎院の址は京都大徳寺の北今宮のあたりに大宮と云所あり。是也。俗に大宮といふは乃廃して絶たり。実は是斎院の址なり

大嘗會 十八

大嘗會齋忌須波木の事。天武天皇の御時よりはじまれり。〔もとより日本紀 よみしより〕神代巻口決に云。大嘗會の國郡卜定ハ。神代に。吾田鹿葦津姫。卜をもって田を定むるもしより起る。又云。此禊大嘗ハ。神代の例也。御禊ハ。大嘗の前の齋也。伊弉諾尊橘小戸祓より始る。大嘗國郡卜定ハ。火々出見尊降誕の時に起れり。兼良公の云。大嘗會ハ一代一度の大神事也。令書にハおほにへと訓せり毎年に行はしを是を新嘗と云。新嘗の二字。日本紀にハにいなへとあり。嘗ハなむる也。新穀をなめんとして。先神祇にこれを供する也。嘗の祭と云。大嘗會を新嘗會とも是ハ十一月中の卯の日也。定まる例也。〔儀式注に云〕即位七月より前なれハ其年大嘗會行はる。八月以後なれハ明年これを行はる。又悠紀ハ齋忌と云心也。神事の事也。主基ハ次と云文字をすきとよめり。次の神事と云こと

る也。次ハとしもして天神地祇懸隔乃公
事ハあれバ。是より人ハ大前後をもじ云稚
れる也。大嘗會神膳乃儀式あるより
て後此度をバすさると云也。

神輿振　十九

鳥羽院永久の中に。山門乃大衆神輿を陣頭
にふる。是神輿振の始なり。

礼樂門第十四　喪葬附

礼　二十

伊弉諾尊。伊弉冊尊。天柱を分巡りて。伊弉
冊尊ハ右より。伊弉諾尊ハ左よりめぐ
りあひ。同じく一面に會ふ。伊弉冊尊先
唱て。憙哉可美少男に遇ぬと宣ふ。伊弉諾
尊次に對て曰。憙哉可美少女に遇ぬ。伊弉
諾尊。伊弉冊尊に告して曰。吾ハ是男子也。
理當に先唱べし。婦人として先唱事ハ

もてハ不祥として改て巡りなほすあり
舊記ハ陰陽貴賤の分あるを正しむ
然バ。日本の礼の濫觴とすべし。

定儀礼 二十一

孝徳天皇三年に。礼法を定めたまふよし日本紀
に見えたり。是礼を定めたまひし始めなりとぞ又ハ
八幡太郎義家武家の法式を定めたまふと云。
小笠原家にて礼の始ハ。後醍醐天皇の御時
甲州源氏小笠原信濃守貞宗と云人あり

弓馬の実をきはめり。或時禁中にて的の会
あり。時の武将高氏義貞を始。在京して
あまたの名ある士にも的を射させ
られ。其中にも貞宗が射礼の法有り抜で的り
中りければ又群に超えたりしかバ。帝叡感
の餘りに。貞宗に昇殿を許されき。弓馬の故
実を勅問ありて委細勅答申上げしバ
御叡感のあまりにや。太子及後皇子の御師
範と定めたまひ。信濃守の守護職を許され

剰従及以下に叙せし所。もと弓馬の道より
なく。ハ一天下の師範たるべき旨勅諚あ
り。貞宗家の面目を施し候へ出せし所。抑貞
宗の玄孫なり。兵庫助長秀と云人あり。将軍
義満公より従仕せり。義満公今川左京大夫
氏頼。伊勢平氏武蔵守満忠。小笠原兵庫助
長秀。彼等三人なり。武家の礼法を考定
しめられ。三人家々の秘伝。世にこれ古礼と参考
て。一書を撰て是を名付けて三儀一統の当

家弓法集と云。喜連院の清書あり。一七日
に書立天下に広む。これより小笠原家
倭礼の家として代々将軍家に仕へて天下
の師と成て。普く人に用られ。是小笠原
家和礼の始也。小笠原家伝に出

嫁娶　二十二

天照大神の御子。正哉吾勝々速日天忍穂
耳尊。高皇産霊尊の女栲幡千々姫を娶
給ふ此時二女をもつて百机飲食を設し
紀

めて進まゐらすとあり。
神代ハ口決にて嫁娶の式ある事と云
とあり。是嫁娶乃礼の始也

年賀　二十三

西三條称名院乃説に源氏細流に云。賀と
ハ。其年乃満たるを賀して行末の寳筭
を祝ふ心なり。天子の御賀ハ。仁明天皇
嘉祥二年。興福寺大法師等奉賀天皇
満四十是始也。太上天皇乃御賀ハ。淳和

天皇天長二年十一月。奉賀太上天皇又
八く御齢を賀しはじめ也。四十又十より百歳
にいたる。十年に満るを度をいふ也。

拍手　二十四

持統天皇四年正月。皇后即持統天皇帝也位
に即給ふ。公卿百寮羅列て匝拝拍
手と。日本紀に見えたり。是拍手のはじめなり
国史に見えしをはじめなり。
拍手ハ我朝乃礼也。そのうへよりこの礼

ありしなりとかや。今ハすべて神を拝する時
にのミ拍手を用ゆしかるに人ハあやまれり
なり。周礼九拝の第四に振動あり。注に
鄭大夫が云。両手を以てうつ也。疏に。今
倭人の拝するに。両手を以てうつ。鄭太
夫の説のごとし。蓋古の遺法也とあり。

茶礼二十九

後土御門院文明十一年十一月。足利将軍義政
公子義尚に世職ゆづりて。東山東求堂に
閑居し。銀閣をつくりて。北山の金閣に准ず。
東山殿と号す。古器古画を翫び。又茶器を
あつめて年月を送る。茶会の礼式皆東
山殿よりおこりしなり。是より始て茶湯の礼
法ハ世に起れり。
飲食するに礼なくんバあるべからず。されバ
義政の茶会の礼式を立てられしハ。奈良
理あるに似たりといへども。褻汚を存
古器を翫び。用ゆるものも古反故など

を愛して。其墜を後世まで遺されたる
は。大なる罪ならずや。世々是を絶て此す
を好める人々多かりける中に。紹鷗まで至
器などもさまで後の世に用ひ。さのみに奇物
を好まねど。近き世より至り。千利休と云もの
出て。茶礼を興行し無益の事を増添
し。且貴武士貴人の財を費して。用もなき
ぬ茶壺墨跡を交易せり。今の世に及て。唐物
の茶壺一を。黄金二三千枚ほどに買求る人

あり。抑是何の益ぞや。我も用なき事を志
らば。凶年飢寒に逢て。是を以て寒士
貧民を救ひ給へども。一掬の米にも及ばな
し。兵役軍陣に至て。是を以て敵をふ
せぐとも。更に一矢の用に代ること能はず。暴
病沈痾を得て。是を煎じ服すとも。一命を
救ふことはず。然れば則用もなき何ぞや。名
ある釼などは武具なれども。武道の威光にも
なるなれども。是をもてそめでさけまそれ

さへあまたあり翫（モテアソブ）べし。武道（ブダウ）にもちゆる紙う
しるすにおよばず。たゞ用（ヨウ）なる紙らう
そくの類はしるしぬ。むかしの本懐（ホンゴ）を掛物（カケモノ）と
しいつの代よりか何よりけるれど俗にも
きぬ茶碗（チヤワン）茶壺（ツボ）などは上なる紀をもつて
して限（カギリ）なき値（アタヒ）に費（ツイヤ）し求（モトメ）おくなり。こ
れぞ古ことにある紙翫（モテアソ）べば志紙ともいふ
おとろへなれ。人はふるきをもちひつゝは
ものは新しきを用ひとせそふるきをすてに

とらへし侍る。ふるき書画（シヨグハ）をこのむは人の心（シン）
画（クハ）なるをさとありなん。器（ウツハモノ）はそくあるゆ
しきこそいさぎよくしてよけれ。ふるき
き器はふるくそこそ古口のけがるれ
けがれはきらわし。ふるくはいかんご
となる貴人（キニン）などの口よふれ。まことに何
そふ器をものにあらずぞ。善人（ゼンニン）にそ其宝（タカラ）
なりよつて古無益（ムヤク）の物（モノ）を宝（タカラ）とするを。三
となる事なし。又山崎（ヤマサキ）氏が説（セツ）に。茶（チヤ）に武

よくつしく。同うじことあり。禅に参し。筆法も志さし。寄学とあるものを和尚と云。能阿相阿の末ハ志也。松本。珠光。紹鷗。利休も人なりしが古田織部ハ聊勇功ありしが。利休が後乃和尚なり。名よしかいねるかなしずや。昔画琳法師調律にあづかり。検夢に交けれど。孔顗二色を黒衣乃宰相。履冠爾紙先ふとい乃ゐ也。されバ茶乃ふハ武家不かんじよくべきん

しそ面目なしめ。袈裟うく親僧と同しく称しよがまでいそしと思へ執志る人ハかたりつさく思へしとなり。

葬礼 九六

神代巻一書乃説に云。伊弉冊尊火神を生ふ時。やかれて神去ましまし。故に紀伊国熊野の有馬村に葬執。墓疏に云。上古ハ葬礼なし。孝子蘽梩をもつて親乃尸を掩ふ。こま葬埋の礼。よりて起る所也。既にむし葬儀との時よ

そじゆる。孝徳天皇此の時。葬礼を新にさだめ給ふ。詳に日本紀にみえたり。

火葬　九七

續日本紀に云。文武天皇四年三月己未。道照和尚物化せり。時に年七十二歳也。弟子ら遺言を奉り須て。粟原に火葬せり。天下の火葬これよりして始まれり。又いはく。文武天皇大寶三年十二月癸酉。持統天皇を飛鳥の岡に火葬す。是天子火葬の始なり

按軒轅為云。屍を焚ことハ。浮屠の法にして。西胡の俗也。中華に浸淫し。和国に流傳して。このことを行ふまでは久し。習てゆく常をして。今の者恬然としてこれをあやしまず。豈かなしまざらんや。それ孝子ハ親の肌膚を愛す。故に死後にいたるまでかれが為に棺槨衣衾をなし。これを葬所を卜て。これを安措し。死せるに事ふる。生けるに事ふるがごとくす。父母の全く生付る身體髪膚なれバ。子たるもの全してこれを帰さば孝と云べし。然るに父母死して後。

も形骸を焚傷に至るハ。尤も不仁なるうへ
又甚しといへや。孝子ハその親死しても
猶生るが如くせよ。然るに親死して忽に
其屍を焚ハ。其親を死せりとするの甚
だしき所何のあるや。宗廟に火災
ありときくも。猶且匍匐して是を救ふ。
然るをいはんや火を以て其屍を焚をや。
是をし不孝の子ありて其屍を野中に
棄。狐狸にくらハしめ。蠅蚋姑に嘬ハしむ

といへた猶ゆづりし其親の屍を焚り後
さるなり。蓋葬とハ蔵なり。其形骸を蔵め
なし。もし火を以て其屍を焚ハ蔵の不
つもの何くにかあるや。いにしへ衛人祖師
定子が墓を掘て其尸を平荘のうへに焚。燕
北軍。斉の即墨を囲こ。人の冢墓を掘く。
死人を焼。斉人皆是をみて涕泣し。怒ものづ
ら十倍すとあるハ。焚屍をみてものも
ハ古昔よりして然り。王莽焚如の刑を

作り。陳良が徒焚ける時ハ。焚屍を以て大刑と
すなわち。漢の時よりして始り。されど屍を
焚事ハ。他人にはおろか人情の忍びざる所なれ
ば。その親を葬り施んや。列子に曰。秦の西に儀
渠の國あり。その親戚死すときハ柴を聚め積
てこれを焚。煙上りて雲にあがるときは登遐
と云。死して後成孝子とす。此の時焚屍の風
中國に行れず。故に列子儀渠の事をあげ
て異として之を記せり。宋の時晋俗屍を

焚事を常とす。孝子慈孫といへども習て安く
あらん。程明道晋城の令たりし時。教諭
して禁止す。我邦火葬の初。釈道照に起
れり。道照ハ山城の宇治橋を創造るも此
なり。あし妖僧なんぞ橋を造るに恵あ
らん。屍を焚り惨や。夫施ハ人の為に
恃むべき所也。人の子たるもの豈これ
を忽にすべきんや。学者は流俗の猶ハ
ずして可也。

喪　九八

日本紀を考ふるに。神武天皇崩御の後三年位定し。綏靖天皇孝性純深にして悲慕やむ事なし。凡哀葬の事に留めをなし給ひき。此時初て三年の喪をとりひさしくしるや。是仁帝始て喪を短くしなさるゝ。三年の喪を一年。期の喪は又月。大小功緦麻是くそげり。

月忌　九九

古へは君子は終身までの喪あり。忌日と云とあり。忌日は死せし人の日数を云。今世俗にいふ所の祥月也。月忌は其事なし。月忌は我国の俗也。浮屠より出しなるや。からやまとの礼にはなし。されど此の時より婦人なとあつく。是を重して月忌の事をなせるにては久しき事なるべし。

年忌　三十

十三年忌は国俗に出たり。十二支に循りて又

始終。成就の文を述べ。追善供養とし。元亨
釈書に見えたり。されたより始れ
る事を伴にせり。少納言信西が十三年忌を榛
町中納言これを修せんとせし時。三井寺代僧
高野明遍を導師にせられしとかや。是仏家
に本説なき事なれども自然なるべし。仏者ハ八日十
九日にして止。七々の吊祭ハ仏書に出でたり。翰墨大
全などに七々の日毎の祭文あり。日本に
ても是を擬ふべし。続日本紀に大宝三年二月癸卯。
この日太上天皇の七々に斎会するよしみえたり。
これ儒家乃祭法を備へ。年忌とするを始とせり。

釈瑞渓の僧おもふ一切経を検閲しつていはく。
此経の内に。年忌服紀のこと。曾てこれなし。
故に仏者儒法をとりて用ゆとぞいへり。

○神楽　三十一

天照大神。天石窟にこもり給ひし時。天
鈿女命。真辟の葛をかづらとし。蘿葛をたすき
にし。竹の葉。飯懸木の葉を手草にし
て。茅纏の矛を持ちて。石窟の前にして俳
優をして神あそびす。又庭燎を阿

きこりかして。常世(トコヨ)の長鳴鳥(ナガナキドリ)を集(ツド)へて。たゞ
ひとへに長鳴せしむ。是これ神楽(カグラ)の起(オコリ)なり。神皇
正統記 今朝廷(テウテイ)にある所の御神楽(ミカグラ)梁塵秘抄(リヤウヂンヒセウ)によ
の世をうつ。是上代の遺風(イフウ)なり。かゝるいふ所を
神楽(カグラ)あり。其詞鄙俚(コトバヒリ)(イヤシ)にして。浮屠(フト)の説(セツ)多(ヲホ)く。
其実(ジツ)も又あやまれり。是(コレ)をいにしへの神楽(カグラ)と
世人はいふべからざることなるべし。

五節舞(ゴセツノマヒ) 三十二

むかし清見原(キヨミハラ)天武帝の天皇の。吉野(ヨシノ)の舘(タチ)の宮(ミヤ)にて夜
しづかなる時。日のくるゝほどに琴を弾(ダン)じて御
心を澄させ給ひけるに。むかひの山の峯(ミネ)より
あやしき雲(クモ)立(タチ)のぼりけるを御覧(ゴラン)じければ。
その雲の中(ウチ)に神女(シンジヨ)のすがたあらはれて。ひと
とれたえなる声にあはせてかなでまひを。御かど
はるかに見給ひしかども。御前(ミマヘ)によそ〳〵殿人は
見ざりけり。神女(シンジヨ)袖を五たびかへしければ。又
なりはてけれ。是をもつて五節(ゴセツ)と名づけ給ふ也。
其時よみ給ふ歌(ウタ)とよろこびまへり。

乙女ども乙女さびすもからたまを袂に巻
きて乙女さびすも。本朝月令と云書にの
せたり。それよりして後の世まで五節と名
づけ。又人の舞姫を御覧じまゐらする也
と。毎年十一月にあり。兼良公説

伎楽舞 三十三

推古天皇二十年。百済の人味摩之帰化せり。
此人呉に学で。伎楽舞を知りたり。今桜井
に置て。少年をあつめて。伎楽舞をならはし

む。日本紀 是を始として此楽舞を。代々に伝へし
舞姫なりしが今朝廷にある桒楽あり。此時より伝は
るなるべし。

猿楽 三十四

又しきせよりきたると見て。源氏物語に乙女の
巻あり。さるがくしくとあり。是猿楽
此なり。宇治拾遺に云。堀河院の御時内
侍所の御神楽に此夜。御壺家綱をめして。とよ
ひめつしりかん申楽せうけり也とれ

はせるよりありうけ給て。首比行綱をまねき
よせて。ゆかせごとつかへ。家綱が申しよう
あり。庭火たかく焼てあかよ。ちと歯をつく川
ねむてかそうざせらいふしてのもくよ夜の
ふけて。ぬすびとにさむきよ。ぬりちりふぐり
を。ありちりあぶりんといひて。庭火をこめ
ぐりぐらのわそらしりて。へなんとやりよへいいたふ。
行綱さとまされん。たろあまど。大やさ比ほま
色みくへ。ぞんなくやといひをさへ。家綱むべ

なかりとられだく。殿上には何事をかせんど
らんとまさせするは。家綱めにとらんせば。家
綱出くさせるまなかりすくて。へをかりぬま
たすみてり綱めすとりへば。まことにさむ
げれるさりきをして。むぢをとくまでか
きあげて。かそちぢをいざしぐれくさき
むげなるをかしてよもくは夜のふけ
て。さむくにさむきに。ふりちりふぐりを。
ありちりあぶりんといひて。庭火を十二

三夜ぢうのめぐりちしまて入たり。上中
下大りさゞどよみあり。家据もうしまゐる
ハみくけまどもと。見物の中をゞよ庵くも
あしぎとて。あまりしにかりしさ里をりさ
ぞ。是ハむかしの申楽(サルガク)といふものゝまね侍る。
古事談(コジダン)に云。白河院(シラカハノインノゴゼン)の前にて。久我太政大臣(クガノダイジヤウコク)
さゝてて云。猿楽(サルガク)にて酒をすゝめて。今ハいなと云
るにハ人と云〻。院笑(インワラ)わしめたまひて。又盃(サカヅキ)を
勧(スヽメ)めし給 これを以くらぶれば。いにしへの猿楽(サルガク)ハおかしく
おかしなさげして今の狂言すりのさぐひあるし 際

平盛衰記(ヘイセイスイキ)に。猿楽とかやハ。おかしきことを云続けて。人を笑(ワラハ)
しむるそうしとあり。藤原明衡(ノメイガウ)作に新猿楽記一巻アリ
翰林葫蘆集(カンリンコロシフ)禅僧宣竹(ギチク)が集也。ゞに云。大優(タイイウ)太の
伎(ワザ)ハ。秦河勝(ハダノカハカツ)に始(ハジ)まれり。今此技(ワザ)を為ものを
乃皆これ後胤(コウイン)也。推古女皇(スイコジヨシユ)の時。豊聡太子(トヨミヽノタイシ)国(クニ)
を鑑(カン)しし。天神地祇(テンジンチギ)を祭祀(サイシ)して。以く安(アン)
国利民(コクリミン)の政をおこしく。周(ヨリ)く六十六番(バン)の曲(キヨク)を
作(ツク)り。河勝(カハカツ)に命(メイ)じ。遂(ツイ)に橘内裏(タチバナノダイリ)の紫宸殿(シシンデン)
の前(マヘ)にれゆく。此技(ワザ)をおこさしむ。是よ世(ヨツ)て
四海波穏(シカイナミヲダヤカ)に。万民康楽(バンミンカウラク)なり。太子(タイシ)其神(ソノカクラ)に

ゆゑに。神字を析て。これを名付て申楽
と云。説文に云。申ハ神也。大篆申
にある時ハ猿を以てこれに配す。故に後世
これを称して猿楽と云。此猿楽ハ仏法の類
とすれバ錯也。されバ人皇六十二代村上天
皇。万機の暇。太子の筆なる申楽延年
紀を御覧じ。群臣に告て曰。上ハ諸神を敬ひ。
下万民を安ずべし。申楽有るハ
しかして。則河勝が遠孫。秦氏安に命じて。

兼て此技を具す。又紀氏あり。氏安が妹聟
なり。故に二人九まいを記し。則大内
殿前に舞ふ。天皇六十六代ハ。すゞ志げくし
て。一日に終りがきを以て。その中を抽で
三十三番とし。稲積翁。代積翁。父尉是也。こ
れより伝て。氏安二十九世の孫にある。これ
を金春と号す。大和国円満井の座是也。
太子みづから作る所の鬼面。称して此座
にあり。大和国四座あり。外山。結崎。坂

戸。後漢井也。春日の神事を奉じ。江州
に三座あり。山階。下坂。比叡也。日吉の神
事を奉る。河内に新座あり。丹波に本座あ
り。摂津に法成寺あり。此三座は賀茂住
吉の神事を奉る。伊勢国に和屋勝田主
司あり。此三座は大神宮の神事を奉る。猿楽
楽家の云伝なるべし。まことにたしかならずといへども志
ぶしくにあるものを。○今世の能と云ものは。東山
殿の時。観世観阿弥。
始てこれをなせり

田楽　三十又

堀河院永長元年に。京中に田楽といふもの
はやりて。貴賤皆見物し。院も御覧じて御
覧ありしとかや。是田楽の始なりし。
常陸国久慈郡金砂山に神祠あり。其祭
礼あり。古人此社のことを記す。七十
二年に一度修し大祭あり。其日田楽を修す。此
修は俗に雑技をなしたる事を名付て田
楽と云。凡田楽は。古昔太平の様といへる
を世を伝ふる先なり。前に横笛ありて一人ある

しかぐ常陸坊にのみ民間に相伝へてとぞあり。常陸坊

臥雲日件録 相国寺瑞渓作 贅者歌平家物語及弾琵琶 巻六

巻之六に。むかし為長といふものゝ。平家物語十二巻を作る。留て幡列に伝ふ。後に性仏といふもの。これを音曲によせて歌詠をなせり。性仏が後を如一検校と云。如一が弟子二人あり一ヲ覚一と云二ヲ城一ト云 是贅者平家物語をうたふの始也。吉田兼好が云。後鳥羽院の時。信濃前司行長入道平家物語

を作りて生仏といひける盲目に教て語らせけり。かの生仏が生まれつきの声を。今の琵琶法師は学びたる也。此説をよしと東斎随筆に云。扨蝉丸は。式部卿敦実親王の雑色 宇多帝の皇子 也。盲目にて琵琶を弾る人が。逢坂の辺に庵を結てありけり。博雅三位 延喜の帝の孫 兵部卿克明親王の子 源氏なり これに流泉啄木の調をえたり。敦実親王管絃に道に達しましけり。蝉丸が琵琶はきゝたまひしといへとふかく縁じけり。それよりして盲目は琵琶

もくろみハなしまれど。

薩戒記に云。中山定親作。應永卅二年六月廿七日。蔵人中務丞源重仲来。寒暄ス。近日主上。称光。上皇。後小松院。御中不快。是ハ依琵琶法師ニ可召聞食ス平家物語ヲ。上皇自内被申ス。院無シ先例。不可然ルト也。有所存事ト云々。同六月廿一日。依召ニ参院。琵琶法師参入ス語ル平家物語ヲ。

これ院中にて平家物語をめしたる始也

典制門 第十五 公事附

即位 踐祚 卅七

舊事紀を按ずるに。神武天皇元年。橿原宮に都して。初て即ニ皇位。号て元年と云。即位踐祚なり。此時に始るとあり

重祚 卅八

天子位をおりさせたまひて。又重て位に即たまふを重祚と云。皇極天皇重祚して斉明天皇と云是日本重祚の始也。

譲位 卅九

皇極天皇。位を孝徳天皇にゆづりまします。生存して位をゆづりまする始也。

朝覲行幸 四十

譲位して皇。太上天皇となりまします。朝覲のため行幸これより始る。

制法 四十一

藤原冬嗣弘仁格式序に云。いにしへ八世質时素朴にして。法令未彰。無為にして治。不粛して化を。推古天皇十二年に及て。上宮太子ひとり憲法十七ケ條を作りたまへり。国家の制法これよりして始れり。

年号 四十二

日本紀に云。天豊財重日足姫天皇（皇極天皇なり）の四年を改て。大化元年とし。（孝徳天皇元年也）日本後紀大同二年九月の詔に云。朱鳥以前は未有年号の間。難波御宇始て大化の称を。覧初要集に云。皇極天皇四年

を大化元年といふ。是より以来年号あり。
三教指帰注 初より記之 これハ大化を以て年号乃始
とも見へし。
大化より年号始るといへども。其後或
年号を立。或年号を不立。文武天皇
の年に大宝の号を立。これより續て
年号を立へど。故に正統記にハ。大宝を以
て年号此始とせり。又大化より前。[illegible]
天皇の時より。年号ありしとして。[illegible]

年字を用て年号として後[illegible]
ことを佛氏の偽作なれバ信じがた
かりし

把ㇾ筯　四十三

覧初要集に云元正天皇養老三年。職
重典以上筯を把しむ。又位以上ハ牙筯。六
位以下ハ木筯を用ゆ。大同四年又位以上
通じて白木筯を用ゆ。三教指帰注 初より記之

帶ㇾ剱　四十四

我国の人剣を帯する事世て来る事久し
伊弉諾尊帯せ給ふの十握剣を抜て軻遇
突智を切玉ふとあるをぞ神代より剣を帯
せし也。淮南子に君子国の人衣冠して剣
を帯とあれバ我国の事をいふなるべし

刑法　四十八

兼良公の日本紀刑法後世に定むといへど
も。実ハ上古に権輿せり。伊弉諾尊軻遇突
智を斬り進雄尊八岐蛇を斬給ふ是斬刑
の始也。伊弉冊尊吾日に千頭を縊殺んと宣
へり。是絞の始也。又蛭児を以て磐船に
載て放棄。素戔嗚尊我ゆゑ根国に逐降これ
流の始也。火酢芹命罪によりて狗人とな
れるハ是徒罪の類也。徒ハ奴として辱しむる也。月夜
見尊。保食神を撃殺ハ是杖罪の類也。又
伊弉諾尊。桃枝を抜てこれを雷に投し給
ふ。是笞に近し。笞ハ楚刑を用る也。又
罪已に備る。又贖刑あり。素戔嗚尊。千座

被物を出し。且ハ髪をぬき。又ハ爪を抜。是
贖乃始也。故に同刑ハ上古より起る。日本紀纂疏

火刑 四十六

神功皇后紀に見ゆ。葛城襲津彦を新羅に遣
しまへりあり。對るに至りけるに。新羅の
使者襲津彦を欺けれバ。大に怒て新羅の
使者三人を檻中に納て。火をもて焚焼する。是ハ
日本紀に見へたり 是火刑乃始なりん。

黥刑 四十七

履中天皇元年。阿曇連浜子が罪死刑なり
けるを免して。墨刑を科て黥せしめしを
日本紀に見えしなり。是黥刑乃始なりや。

賞賜 四十八 人の功を賞して恩賜ある也

神武天皇二年春二月。天皇乃東征に功ある
人の功を定め賞を行ひ給ふ。道臣命に
宅地を賜ふ。築坂邑に侍しめて。いつく
これを寵異し給ふ。日本紀 是賞賜乃始なりん。

感書 四十九

武家にても人の武功を賞じて。古より
賜りものを感書と云。又感状ともいふ。元暦元
年。佐々木盛綱備前の児嶋をわたりて渡せ
し時。頼朝より出せる状を給はりて賞美せしめ
しより始れるを時給りとも云。
自上古有渡河あられ。未以舟凌
海浪之例。盛綱振舞希代勝事也。
東鑑第三に有り
又十 調役 貢物を献ずる役を勤るを云也

崇神天皇十二年秋九月。始て人民を校へて
更に調役を科せらる。これを男の弭調。女の手
末調と云。日本紀に見え調役の始也。海東諸国紀には崇神天皇又年。
始別始貢と称せり。
外国朝貢 又十一
崇神天皇六十五年秋七月。任那国より
朝貢せし。日本紀に外国貢を奉る始也。
又十二 外国人帰化 附外国称加羅 ○ひとの国より来るを帰化とも投化とも来化ともいふ
意富加羅国王の子。都怒我阿羅斯等。神

石となりぬ。化して美麗壹女となれり。後に
壹女東方へ向て去。阿羅斯等尋ね追求
て海に浮び日本国に入。其神と成て仕ふ。此
求る所の童女ハ比売語曾社の神となる。此
事ども紀に詳也。外国の人始て我国に来
れるもの八都怒我阿羅斯等なり。意富加
羅国の王の子也。去りしよりこのかた。外国
をひろくからと称す。独中国をからと称を
いふものにあらず。意富加羅国ハ東国通鑑に。

大加洛国となん。始祖を金首露と云。後に
新羅国を亡して金官郡と号す。西峯先人説

日本通外国 第十三

日本より中国に通ずる事ハ。雲笈七籤に黄
帝の時よりすと云。山海経にハ唐堯の時通と
いふ説あり。荒唐の事にして信ずべから
ず。王充が論衡儒増篇に。周時天下太平
越裳献白雉。倭人貢鬯草。又巻第十九恢国
篇に成王之時越裳献雉。倭人貢暢。鬯草暢草一にして

香草也。祭祀する時酒にひたし地にそゝぐ。其氣を上に達して以て神を降す也。周成王の時ハ我国鸕鷀草葺不合尊の代に当る。是日本中国に通ずる始なるべし。孝霊天皇の時。秦徐福仙薬を求て我国に来りと云。是中国の人我国に帰化する始ならんや。劉氏鴻書に日本の学ハ徐福より始るとあり。按るに先哲国史を見るに。神武天皇以後子孫月日時を記すれど分明ならず。是によりて見れバ我国の中国に通ずるハ神代の末にあり。論衡の説。鯉魚

に似たり。神武天皇に到りて文字伝来し。応神天皇に及て経学伝来すなるべし。日本の学徐福に始れりと説。而華老人説

遣使於中国 五十四

垂仁天皇八十六年に。初て中国に使をつかはされ。後漢光武帝の末年に当れり。此より後漢 云まゐり 是人代に使を中国に遣しまゐらする始なるべし。

遣唐使 五十五

旧事紀に云。推古天皇十五年秋七月。大

礼小野臣妹子を大唐に遣し。鞍作福利を
通事とす。此遣唐使の始也。
今按ずるに。推古天皇二十二年六月にも。
犬上御田鍬矢田部造を大唐に遣すと
日本紀にあり。其さき推古天皇十六年
二十二年迄は未大唐の世になし。舒明
天皇二年秋八月。大仁犬上君三田耜。大仁薬
師恵日を大唐に遣すと日本紀に見えし
なり。此時はすでに唐太宗の時に当れり

是なん正しく遣唐使といふべき。

國史 第十六

履中天皇四年秋八月。始て諸国に国史を置
て言事を記さしむ。日本紀

第十六 官家 今按するに。国々に政所を置て。官家は政事を執行せしむる処也
日本紀継體天皇紀に云。住吉神。海表金銀
の国。高麗百済新羅任那をもつて。胎中誉
田天皇に授ら給。故に大后気長足姫尊と
臣武内宿祢とありて。国毎に初て官家を

置て海表の蕃夷としるしけり。

巡察使 又十八

景行天皇二十五年秋七月。武内宿祢を遣して北陸及東方諸国の地形百姓の消息を察せしむ。日本紀 是巡察使の始なるべし。

是より後。代々巡察使を諸国へ遣して。其国の風俗。并国司郡司の美悪を察せしむ。諸道によりてあるときもあるべし。後世朝廷に観察使といふもの置かれしより。此巡察使はやめられけるとぞ

巡察使の事也。職原に。弘仁の比 府観察使を罷て皆参議とあり。此は観察史なし。延喜式に向民苦史あり是古の巡察使の遺也

寛文七年に。将軍家より二使を諸国に遣して。國の風俗政の善悪を巡察せしめ給ふ。是武家巡察使の始なるべし。

上表 又十九

推古天皇二十九年。新羅朝貢を。仍て表書をもて使の旨を奏す。凡新羅の上表をたてまつることは。是に始るなるべし。日本紀

六十 版簿 民人の数を記せる帳也 一

孝徳天皇大化元年九月。使者を諸国に遣して民の元数を録さしむ。日本紀 是版簿の始なりし。

賜諱字於臣　六十一

名乗の片名を臣に給ふ事。盛衰記に中に定し。本三位中将平重衡卿家に年たかりし府生正重も。重衡のかされきより不便におもしろきこゝろして烏帽子をきせ片名を給て重国と呼せけるとあり。去ればも

前よりある事なし。

禁食牛馬肉　六十三

古語拾遺に云。むかし神代に大地主神田を営る日。牛肉をもて田人に食しむ。御歳神の子その田に到る。饗に唾して帰る。そのよしを父に告けれ。御歳神怒を発して。蝗をもて田に放り。苗の葉忽に枯損て篠竹に似たり。是を不浄を怒て蝗を放て田を害せ

らりし也。神代より肉食を忌きらはれしゆゑなるべし。天武天皇白鳳四年。諸国に詔して牛馬犬鶏猿の肉を食ふ事なからしむ。日本紀

〇霊異記中巻ニ云。摂津ノ国東生郡撫凹村ニ有ニ富家ノ長ニ云。姓名未ダ詳ナラ也。聖武太上天皇ノ世。彼ノ家長依テ漢神ノ祟ニ而禱ル之ニ。祀ル限ヲ七年ヲ。毎年殺シテ一牛ヲ以テ祀ル之ヲ。合テ殺ニ七頭ヲ。七年祭リ竟テ忽ニ得タリ重病ヲ

或人の云。異国にては人皆畜を食ふ。聖人の制せし礼にも。大牢を用ゐ。是も人は膾食によりて。聖人も不得已して是を用ゐ給ひなり。日本にては神代より六畜を殺ることを

禁じ給ふ。畜の肉食するものは神社の参詣を久しく禁ぜらる。是神徳は禽獣に触り。人をして功徳を賞し徳に報るの礼を行はしめ給ふ。殊に汚穢の故の[illegible]。是は神道の通礼也。此外に山禽野獣を禁ぜらるゝは。一社〳〵の制禁也。たとへば。伊勢春日は鹿を禁じ。伊勢三嶋に鶏を禁じ。比叡山に猿を禁じ。愛宕山に鳶を禁じ。八幡に鳩を禁じ給ふ

穢地。是通乱にあらんば。

同火食忌 六十三

伊弉冊尊かくれましましけれバ。伊弉諾尊を
ひつぎてあひまみえ。よもつひらさかのせりと
食ふ。故に伊弉諾尊きたなきところをゆかり
まして。此神代を是世の人同火を忌むの
初也。纂疏に云。同火ハ是天生の物なり
て。深浄をむねとするといへども。然るに
かくれ穢れ。故に炊爨のかと食べからず。

技術門 第十六

卜 六十四

舊事紀に。伊弉諾尊。伊弉冊尊。遘合して
ゐ。水蛭子をうみ給ふ。二柱の尊議て曰。
今吾うめる所の子よからず。宜く還て天に
上り備く此状を奏すべしとて。即共に
天に上りて備く奏聞ましまし。天祖詔
して太占をもつてこれを卜ひ。詔して曰。
先婦言を挙しより是よからず。宜く更に点

改て除るべしとぞ。これより時日を卜定
して除しまふこと有るハ卜の始なり

醫術 六十八

神代巻に。大己貴命と。少彦名命と。力を
あはせ。心を一にして。天下を經營。又顯見蒼
生及畜産のためには。其病を療る方法を
定め。又鳥獸昆蟲の災異を攘んためには。其
を禁厭の法を定む。これを以て今に到まで
百姓咸く恩頼を蒙ることあり。是日本醫術
のはじめ也。
樹ずなハ。大己貴命兎に教しへて。其身
の傷けるを療しむ。蒲黄をもて其
しきによろしめたまひしなるべし。
其傷もとの如くなりしとぞ。舊事紀に
見えたり。我國上古の醫療の法。これら
くの如き類なるべし。欽明天皇十八年百
濟國より醫博士奈率王有稜陀。採藥
師施德潘量豊。固德丁有陀を貢りと日本紀

に来りしなり。是呉国より醫術を傳ふる始
なりけん。

薬方 六十六

日本にて方書の来る事。孫思邈が千金方を
はじめとす。神代巻に○和家に孫思邈を圖像して祭るも此故なるべし

暦法 附 天文遁甲 六十七

欽明天皇十五年。百済国より暦博士を貢る
事日本紀にみえしなり。推古天皇十年百
済僧観勒来て。暦本及天文地理の書并遁

甲方術の書を献る。此の時書生三四人を
選で。観勒に学習しむ。陽胡史祖玉陳
暦法を習ひ。大友村主高聡天文遁甲を
学び。皆以て業成せり。日本紀 是暦法天
文遁甲の学我国に伝る始なりけん。

騎射 六十八

天武天皇の時騎射の事あり。日本紀に見えたり
始とすべし

賭射 六十九 今射者のする所の矢代の類也

天武天皇五年正月。禄を設て西門庭にて射さしむ。的に中るものは禄を給ふ事差あり。則ち是賭射のはじめなるべし。

通矢　七十

京都三十三間堂にて通矢を射る事。慶長十一年正月十九日。石堂竹林が弟子浅岡平兵衛といふもの。始て矢数十一筋を射通して名誉を得たり。是よりはじまれり。

畫　七十一

雄略天皇の御時。男龍(一名辰貴)といふ畫を善せし人。我朝に帰化せし事。姓氏録に見えてあり。畫これより起るにや。

拳　七十二

今世に所謂柔術是也。武備志にこれを拳と云。古しへを手搏と云。日本にて始る事は。近世陳元贇といふもの我朝に来り居て。江戸麻布の国正寺に寓す。又浪人に福野七郎右衛門。磯貝次郎左衛門。三浦与次右衛門と云

もの三人ハかのごとく彼寺に寓居して流寮
なりしが。元贇かたりて。大明に人をとらふる
術あり。我ハ術を志すといへども。然
其技を見たるとなし。此三人の士其術を学。
しかして其技を工夫し出して後。よく此
事に熟せり。凡柔のおこりハ。此三人より
始る。其術を知く学ぶものあまたありしかど。三人
より伝りて諸方に遍し。此術の理ハ柔
和にして敵とあらそハず。志ばらく傷んなり

を求めず。虚静を要とし。物をとがめず。物
に応じ動かず。あまりハ沈て浮ず。沈
感ずると云。凡調息を要とす。　拳法秘書

大和事始巻之五終

大和事始巻之六目録

動植門 第十七

馬牛 一　畜獣 二　鵲 三　鵝 四

魚 五　金魚 六　草木 七　五穀 八

桑蠶 附上　竹筍 九　蒲陶 十　麻 十一

穀 十二　蕎麦 十三　松栢榲檜蘿樟 十四

柀 十五　橘 十六　柑 十七　木綿 十八

菩提樹 十九　番椒 二十　西瓜 廿一　相思草 廿二

秋海棠 廿三

佛家門　第十八

佛入日本　廿四
佛像　廿五
大佛　廿六
佛舎利　廿七
僧　廿八
尼　廿九
寺　三十
尼寺　卅一
塔　卅二
九重塔　卅三
佛經　卅四
法華經　卅五
講經　卅六
法華八講　卅七
戒　卅八
戒壇　卅九
一切經　四十
僧正　四十一
僧都　四十二
國師　四十三
律師　四十四
阿闍梨　四十五
禅師　四十六
僧録司　四十七
大師　四十八
法親王　四十九
御門跡　五十
天台座主　五十一
東寺長者　五十二
僧位　五十三
三綱　五十四
法眼法橋法印　五十五
佛工綱位　五十六
法師入禁中　五十七
修最勝王経　五十八
佛名懺悔　五十九
僧免輦車　六十
僧聴牛車　六十
佛前垂帳　六十
安居　六十三
八宗　六十四
禅宗　六十五
浄土宗　六十六
眞宗　六十七
日蓮宗　六十八
時宗　六十九
大念佛宗　七十
一向宗門跡　七十一
灌頂　七十二
山伏　七十三

大和事始巻之六目録　終

大和事始巻之六

動植門　第十七

馬牛　一

保食神の頂より馬牛化。舊事紀 是より牛馬の始也。

畜獣　二

保食神の口より毛麁毛柔出。神代巻 是畜の大小の事を云。是毛ものゝはじめ也。

鵲　三

推古天皇六年夏四月。難波吉士磐金。新

羅より至く。鵲二を献る。難波杜に養し
む。因てゆく枝に巣てこうむ。日本紀是我
朝に鵲ある始なるべし。今も国によりて
まゝこれあり。

鵝 四

雄略天皇十年九月。呉国より鵝を献る。日本
紀是我朝に鵝の来る始なり

魚 五

保食神の口より鰭廣鰭狭いづ。神代巻是

大魚小魚のすなはち是魚のはじめ也。

金魚 六

元和年中に。初て日本へ渡りしより来る。

草木 七

神代巻に云。伊奘諾尊。草木をうみ玉ふ。又
一書の説に云。伊奘諾尊軻遇突智命を
斬て五の段となれ。是足化して雷山祇と
なる。この時斬血そゝいで石礫樹草にそ
まる。是草木沙石のおのづから火をふく

むの縁(コトノモト)也。

五穀(ゴコク)、桑蠶(クハカイコ)　八

神代ノ巻ニ云。軻遇突智(カグツチ)。埴山姫(ハニヤマヒメ)にあひて稚産(ワカムス)
霊(ビ)をうむ。此神の頭(カウベ)の上に蠶(カイコ)と桑(クハ)となれり。
臍(ホゾ)の中(ナカ)に五穀(ゴコク)なれり。是皆もはじめ也

竹筍(タカンナ)　九

伊弉諾尊(イザナギノミコト)。湯津爪櫛(ユヅツマグシ)を投(ナゲ)まひしかば。竹筍(タカンナ)
と化生(クハシヤウ)せしむあり。舊事記 是竹(タケ)の始(ハジメ)也。

蒲陶(エビカヅラ)　十

伊弉諾尊(イザナギノミコト)黒鬘(クロカヅラ)を投(ナゲ)まひしかば。化(ケ)して蒲(エビ)
陶(カヅラ)となれり。舊事記 是蒲陶(エビカヅラ)の始也。

麻(アサ)　十一

天照大神の御時。麻(ヲミ)績祖(イトフツオヤ)也。長白羽神(ナカシロハノカミ)をして
麻(アサ)を植(ウヱ)てもつて青和幣(アヲニギテ)を作(ツク)らしめ給ふ。舊事記

穀(カヂ)　十二

天照大神。時作兄神(ツクヒミノカミ)をして。穀(カヂ)をうえて
もつて白幣帛(シラニギテ)を作(ツク)らしめ給ふ。舊事記

蕎麦(ソバ)　十三

仁明天皇承和六年秋七月。畿内國司に令して。蕎麦を勧殖しむ。其地の沃瘠にかゝはらず。播種收獲たゞ秋中においてす。稲梁の外の食とすなるを以て也。續日本後紀

是蕎麦を作るのはじめ也。

松柏榅檜蘿樟　十四

素戔烏尊の斬たまひし八岐蛇の身に蘿生。又松柏榅檜背の上より生ひたりとあり。舊事紀

此時よりぞはじめて樹ありし也。又素戔鳴尊鬚髯を抜てこれを散したまふ則杉となる。胸毛を抜散つ。檜となる。眉毛はこれ櫲樟となるとあり。神代巻

柀　十五

素戔鳴尊。尻毛を抜散。これ柀となる。およこれを称して曰。柀ハ顕見蒼生奥津棄戸将臥之具とすべし。神代巻是ハ檜の用とすべきのる也。これをみて柀をバ檜の用として。かれをまた用ゆるを忌。

橘(タチバナ) 十六

垂仁(スイニン)天皇九十年春二月。天皇(テンワウ)。田道間守(タヂマモリ)に令(メイ)じて。常世国(トコヨノクニ)につかはして。非時香菓(トキジクノカコノミ)を求(モトメ)しむ。今橘(タチバナ)といふ是なり。と日本紀に見えしを。是橘(タチバナ)乃日本に来る始也。

柑(カウジ) 十七

聖武(シヤウム)天皇神亀(ジンキ)二年。もろこしより柑子(カウジ)のたねをもてきたりし。是よりうゑそめて此国にハいできそめし也。続紀

木綿(モメン) 十八

類聚國史(ルイジユコクシ)巻百九十九殊俗部(シユゾクノブ)に曰。桓武天皇(クハンムテンワウ)延暦(エンリヤク)十八年。一人ありて小船(コブネ)に乗(ノリ)。三河ノ国に漂着(ヒヤウチヤク)す。布(ヌノ)をもて背(セナカ)を覆(ヲホ)ひ。犢鼻(タフサギ)ありて袴(ハカマ)を着(チヤク)せず。左(ヒダリ)の肩に紺布(コンヌノ)の袈裟(ケサ)に似たるものを着(チヤク)す。年(トシ)廿ばかりにて。身のたけ(タケ)五尺五分(ブ)。耳(ミヽ)の長(ナカサ)三寸あり。其餘(ヨ)ハ言語(ゲンギヨ)通(ツウ)せず。何国(イヅレノクニ)の人といふをしらず。大唐(タイタウ)の人これを見て。僉曰(ミナイハク)。崑崙人(コンロンジン)也。後(ノチ)頗(スコブル)中国の

語を云習ひて。みづから天竺の人也と云。常に一弦琴を弾じて。哥詠し哀めり。其資物を閲るに。草の実の如きものあり。これを綿種と云。それによりて川原寺に住しむ。身に持物を売て。屋を西郭外路の辺に立て。窮人をして休息せしむ。後に遷て近江国分寺に住す。十九年四月流来る崑崙人の持る実の如き綿種なりしく。紀伊淡路阿波讃岐伊予土佐太宰府にこれを植しむ。それ八月下旬

地は沃壌を撰ひ。こゝをかりて穴を作るに深さ一寸。穴の相去る事四尺。則種を洗ひこれを水に漬す事一宿して明旦これをとり出。一穴に四枚なり。土をもつてこれを掩ひ。手をもつてこれをおし。旦ごとに水をそゝぎひてうるほし潤沢せしめ。生出を待てこれを芸除。も日なり木綿の始也。中世よりこれを種を失しや絶たりしを。文禄年中に種を得て種を伝へて日本に弘まれり。あまねく

て下にうへけるよし。

菩提樹 十九

僧栄西宋より帰朝して。建久元年の春。筑紫香椎の神祠のかたハらにうゆ。是そめなり。釈書ニ云今京都叡山あたりにある所の菩提樹ハ。是香椎より種子を伝へ広めしとや。香椎に今ハなし。

番椒 二十

外国よりわたりてそ称かハまり。日本にてハ豊臣氏朝鮮をうちせし時。はじめて此本より。故に高麗ごせうと云。

西瓜 二十一

寛永年中。もろこしより其種を始て来る。

相思草 二十二

慶長十年に。始て日本に渡る。已に飲食門にもあらぬ

秋海棠 二十三

寛永の比始て南京より来ぬ。

佛家門 第十九

佛入日本 九四

佛法我国に始て来ること。日本紀を考侍り。欽明天皇十三年十月。百済聖明王使を遣して。釈迦仏の金銅像経論若干巻を献ずと云。是法は諸法の中におゐて最殊勝なり。此法よく無量無辺の福徳果報を生じ。祈願情に依て乏き所なしと云。是より天皇聞おはりて歓喜し。又あまねく群臣に問てのたまはく。西蕃国より献る仏礼すべきや否。蘇我大臣稲目宿祢奏してまうさく。西蕃国みなもちゐて皆これを礼ふ。豊秋日本豈独そむかんや。物部大連尾輿。中臣連鎌子同じく奏して曰。我国家の天下に王としましますは。常に天地社稷百八神を以て春夏秋冬に祭拝をことゝせり。今に方て蕃神を拝せば。おそらくは国神の怒を致さん。天皇の曰。よろしく情願人に授べし。稲目宿祢を

して識に礼拝せしむ。大臣歡えて忻悦し。小墾田家に安置し。向原家をきよめそうひて。寺となせり。此ころやがて國に疫癘ありて民夭残を致せん。久しくして愈多して治療するすべあらざりし。佛をほとけと和訓せしも。其始て來りける時。蕃神いかりかゝひ。疫疾多く。人々發熱せし故ほとをりけと云るゝ也。發熱するを和語にほとをりけといへば也。物部尾輿。中臣連鎌子同じく奏して曰。昔日臣が計を用ひざれば。この病死を致せり。今速くもしてをせにかへらば。國に喜あるべし。天皇これを許し

として。有司に命して佛像をとく。難波堀江（今の攝州大坂のうちにあれ共　又大和國葛城郡にもあり）に流し棄。又火を伽藍にかけて。これを燒燬して餘をし。敏達天皇十三年の紀に云。馬子私に佛法を帰依し。三尼を崇め尊ひ。亦石川の宅におゐて佛殿を修治す。佛法の初これよりしておこれり。十四年の紀に云。此時國に疫疾ありて。民死する者おほし。守屋大連中臣大夫奏してまさく。何故ぞ臣が言を用ゐざれ

として。先天皇より陛下に及まで。疫癘流
行して国々に盛んなれバ。是ハ蘇我氏が佛法
を興行するが故にあらずや。詔して曰。宜く
佛法を断べし。ここにおゐて物部守屋大連みづか
ら寺に詣。胡床に踞坐て。其塔を斫倒し。火
を縦てこれをやき。并佛像と佛殿とを焼て。
焼餘の佛像をとりて。難波の堀江に棄しむ。
損軒先生云。中華始て浮屠を好むものハ楚王
英なり。我邦始て佛法を信ずるものハ

蘇我馬子也。楚王英ハ叛を謀るの賊なるに
して。楚王英ハ明帝の弟也。其謀叛のことハ後漢書并通鑑にみえたり。馬子ハ元
君を弑するの乱臣也。馬子崇峻帝を弑し奉りし事日本紀に出たり。其
ともに佛に帰依しけるなり。佛氏のをしへをうやまひけれバ我
も凶悪乱賊なることをいとはん。
佛教の世道に益なくして。人倫に害ある事
亦知ぬべし。世俗妄に佛氏の經典を信じ。
遂に守屋を指て逆臣とす。守屋ハ君の
非教を拒の忠臣にして。正教崇の端士たる
ことをきらん。かの厩戸皇子の馬子にかけ

かれが如きと共に天を戴かざる讐也。崇峻天皇ハ厩
戸皇子のためにハ叔父にして且君なれバ。
なんぞ其仇を報ひ給ハざるや。然も又仏
法を好むの故を以て。始終馬子と志を同じうし。史
を失ひし。遂に君父の仇に党し。罪なき
守屋を殺して。己が私をなせり。然るに世
俗これを尊ふる事神明のごとし。夫馬子が
乱賊のごとき者ハ。言ふまでもなき凶悪の人なれバ。
是非を論ずるに足らず。太子ハ聡明なるに
是不仁不義にして。悪人にくみするハ何ぞ

いかなる事ハなんぞ。孔子曰。衆悪之必察焉。
我も守屋にをいてハこれを信ぜど。又曰。衆好之
必察焉。我厩戸にをいてハこの事を信ぜど。史
善悪のことなるは。黒白の明らかなるやすき
が如くなるを。其人の偏固に因てこれ実を乱
れるかくのごとし。然るをいかんやおのれに
非なるものハ。察せずんばあるべからず。
○好古案どもに。仏法の天竺より来る。正
理にあらざるならバ。いかなる人の諸見をも弁論

甚あきらかにして。掌をさすが如くなれバ。と文
おろかなる身れバ口舌を以てあらそふべき
にあらねど。其の色バ祟祀ハ論するに及ばん。
只佛を尊うして。其身と天下國家に
利ありや。害なきや。古書に記せるいにしへ
のためしを以て佛をたのむ人の利害を
をのべ。亦しばらくかしこやまとのふる
きあとを考れバ。佛法をふかく尊信せし
人ハ報應の甚あしくして。天下國家に

ほろびるて。其身と子孫とをたもたざ
るしるし。かうしやまとも古来歴代の書に詳
なり。和漢を例の同じきを割符を合
るが如し。其縁うし此人甚仏を信じ
てまどひろとしるすハ。中華ハ始に記し
たるどもにハもうし侍れ。扨日本にて佛
法を渡せし百済の聖明王ハ新羅に囚るゝ
うく。終に新羅にて死せり。又日のもと
にして。始て佛法を尊信せし蘇我ろ

子ハ。その子入鹿となる暴悪にして一族
御子ともに滅亡す。又厩戸皇子ハ。其子山背
王の時にいたりて。入鹿が為に亡されて。妻子
一族二十余人皆死うせ給ふ。さればある人曰
なよして。佛法を始めて興隆せし人なる
に。二代なくして。その子孫ことごとく忽に
ほろびて。其末も永く絶ぬる事。ふしぎなる
事なるにや。佛法ハ人倫の道を絶を教 ある故に。かくありけるなるべし。敏
達天皇ハ。さのみに佛法を遠ざけ給へ

ともに堅く禁じてこれを絶さまさりし
なりや。十四年に疫癘多く行ハれねども
を卜しに。蕃神の祟なりと申しを
是ハ。始て佛を禁ぜられしかど。程なく
其年の八月に帝崩じたまへり。用明天皇
も。佛法に心をよせたまひしが。位に即たまひ
て二年に当夏四月二日。磐余川のほとり
新嘗きこしめしし。この日天皇病をえて。又
に還入ましまし。群臣侍座せり。天皇群臣に

詔して曰。朕三宝に帰せんと欲す。卿ら
も此議を群臣に詮議しけるに。物部守
屋大連と。中臣勝海連と。詔に違て
曰。なんぞ国神に背て他神を敬ん。此本
如此事をしらず。蘇我馬子宿禰大臣曰。
詔に随て助奉るべし。誰か異なる計
をなさん。同九月天皇大殿に崩じ給ふ。
舊事紀に見えたり
これをもつて見れバこのころまでは經
をもやくしまへ。天武帝。聖武帝。基佛

法をこのミ。國にひろめ給ひしに。皇亂
まし給さん。称徳帝りて尊しまひぬ。神皇
正統記に出たり。後白河院ハ。古今に又な
き佛法信向の帝にて。寺を建。僧を供
養し。数くの佛事を修めしまひ。或
蓮花王院。得長寿院。今の三十三間堂也を立てしも。又
三井寺の公顕と云僧を師として。大日經
金剛經。蘇悉地經と云三部の秘經を受
給ひ。三井寺にて灌頂を受べきよし。山門

の流佗坊にありけり。これは天王寺にて智光
院を建しも。彼地にはじめて伝法灌頂を
八遂行せしは此時なれ。又勅令にて此
首を始とす。後にも中仏の方は金棒り
貴て。今の世までも晒されず。仏
法を此法作の為なりとなりや。あり難しと
やはさん。愚人は更に弁へなく。天照大神は
此挿に嘱るゝ。甚仏氏有溺しさせ給
ぬ故。くわしきもきけれりや。かくおそ

給しく佛氏に帰依ましくしのたぐひ
くの此子孫にもかゝさせ給ひ。それ憂れい
たましさ。昔を哭すと悟ぐさし。武清盛
に押籠らる。義仲に悩さ給ひて。此一生
御うき思ひ歎さ没れければ歯さしく
日本の王法も。此時よりもながく廃もく。人
臣の心めに世をもうばしもさせ給ひぬ。
頃法院此時。源実朝もろこしへ教文の
使者を渡し。多くの金銀及寺造るべき

材木并紙。数十艘の船にて能仁寺に送
らる。其使此陣る時。彼寺より佛骨紙送
きたるを。押へて禁裡にへさせまゐ。実朝さ
深くなげかれけれバ。公實朝に猶りける
を。実朝小田原邊まで出向ひ。こつりしを
佛骨の入たる箱紙擔ひ。鎌倉にへ連るを
給ふ。それより数月の内に。実朝ハ悪禪師
公暁に殺されて子孫永く絶たり。又此時
禁裡に佛骨紙入。天子上皇おのく数月

尊敬しまひしが。やがて承久の乱出来後
鳥羽院。土御門院。順徳院。皆辛国に移さ
れさせたまひ。後鳥羽院の皇子二人を辛流に
及まへり。帝王此下臣のしるしにかくあやま
されたまひける。神代よりこのかたこれぞ
始なれ。大祖の神の御裔に背かせたまひ。ふか
く夷狄の佛を尊びたまひし故なるべし。又
後醍醐天皇ハ。禅法并尊信の餘甲。宗
旨て皇の御おきてに背せたまひ。俊明極を

し唐僧を禁裏に御請待あり。かく仏法
の御帰依浅からず思しめしけり。仁義の道を
忘れ。讒邪を信じ。嬖妾にまよはされ。其功
に賞禄厚くし。有功に賞禄与へられ
ず。罪なき御子を奸賊に殺させ給ひ。君
臣父子夫婦の道をみだり正しからざ
りし故。才力をおはしまして。一度天下
草創の功をなし給ひしかど。終に高氏
に天下をうばはれさせ給ひ。御身を終の波

て宸襟をなやまさる。是のみならず
仏氏に御帰依せしかば。やまとの人みな是に依を
よくせしや否。和漢の書紀を考て。その事
いつはりに非ざる事を知べし。事長ければ
ばここに略す。君臣儒よりもまさりて。ここをも
に仏氏をたふとむに弊するは非なり。只いに
しへのまつりごとを用て。聖賢をあがむるの
み。帝王のみにかぎらず。人臣によらずとも
くの如し。平相国清盛の。甚仏法を崇

殺せしはそめしかりしも。その外悪逆数法をしりぬるまゝ一族迄に残りなくほろびぬ。近代武田信玄なども甚佛を信ぜし人なりが。その子孫ほろびぬ。此類甚多し。類を推てしるべし。

佛像 丸文

欽明天皇十三年。百済国より佛像経を献る。日本紀 是月なるに佛像ある始也。同十四年夏五月。溝辺直海にへて。樟木の海に浮で玲瓏をれて。天皇に献る。畫工に命じて佛像を造らしむ。日本紀 是月なるに佛像を造る始也。推古天皇十三年夏四月朔日。天皇。太子大臣及諸王諸臣に詔して共に同じく誓願を発して。始て銅繍丈六の佛像各一躯を造らしむ。鞍作鳥と云ものに命じて。佛を造る工とん。日本紀 是月なるに銅繍の佛像を作る始也。孝徳天皇白雉元年。漢山口直大口詔を奉て。千佛像を刻む。日本

紀是子躰佛を作り始也。

大佛　九六

聖武天皇天平十五年十月。始て大佛營作の事始あり。孝謙天皇天平勝寶四年四月に至て。大仏の像成て。始て開眼あり。續日本紀是則今の南都の大仏にして。日本に大佛ある始也。文徳天皇斉衡二年五月。地震によりて大仏の首落けるが。清和天皇の時に至て修造なりぬ。文徳実録に見えたり治承四年十二月廿八日。平相国清盛の悪行によりて。此大仏像灰となりぬ。堂舎煨燼となる。寿永二年四月十九日。大宋国の陳和卿をして。始て大仏の頭を鋳させしむ。同五月廿八日に至て成就せり。建久元年七月廿七日。大佛殿の母屋柱二本始て立之。同十月十九日上棟。法皇御幸あり。建久六年三月十二日供養あり。将軍頼朝卿参詣せしむ。後鳥羽院行幸しまします。卿相雲客多く供奉す。

未時に伎楽の伎あり。導師ハ興福寺別当
僧正覚憲。呪願師ハ東大寺権僧正勝賢
なりしとぞや。南都大仏の寸尺。利益霊験ハ略す
凡仏道を尊信すと云ハ。かくのごとく美
をなして。人の視聴を驚かし。をのが徳を
讃とすることハあらざるべし。然るに
聖武帝。多くの財宝を費し。天下の人
民を苦しめ。始て大仏を造りたまひしが。
其功徳何なるぞや。されど此代より大き

に仏法をあがめたまふ事甚しく。東大寺
を建立し。かつ大仏を作りたまひ。諸国に国
分寺及国分尼寺を立て。国々に安穏の為
に。法花最勝の二部の経を講ぜしめ給ひ。又多
くの僧侶をまねき。南天竺の波羅
門僧正。菩提林邑の仏哲。唐の鑑真和尚等　とぞ云
是也。是等の僧を上下ともに尊敬せしめしが。天下に
疱瘡はやり。帝都の内外男女まで。天下の権臣たる
藤原氏の大臣たち。一時に此病にかゝりしと。行基良弁等
四人疱瘡にてうせたまひぬ。
といへる僧出来りく。ふかく尊信したまひ。行

基より菩薩の号を授し給ふ。天位を此女に高
野姫の皇女にゆづりたまひて。太上天皇と申。
後に出家したまひて勝満と改名し給ふ。
是天皇出家の始也。かく類なく仏法を尊
信したまひしかど。御代の利益もなく。却て
御子孫損ねしを。絶まひけれ。其後彼大仏
回禄せしを。源頼朝卿に多くの金銀米穀
絹等まで施入し再興あり。此後に関東
より御台所及男女の公達まで打つれ詣
と参し。よの修なしぬ。仏供養あり。
るさへ子直供養にむかへまし也。其後頼
朝卿に於嵯峨川の橋の供養聴聞に備て落
馬し薨せし給。其子孫相多度くり弑
逆にあひほろびて。其末も無く絶にけり。後鳥
羽院も。大仏再興に力をそへ。供養にも行
幸しまひしが。承久の乱により配国に
うつしまひしが。臣下の為に汝父子ゑ人八人
帝王二人ハ皆遠国に流され失たまひぬ。又金
親王也。

世豊臣秀吉公天下の財をあつめ。其餘ケ
多の人丈を苦しめ。平安城に方廣寺を
開き。大殿を建立し。南都の東大寺に比し
越へる大仏を造立せしめ給ふが。程なく
地震して、こと大像崩れ給ふ。又再興し給ふ
に。大仏供養ハ慶長三年八月十三日なり
秀吉公の薨去ハ八月十八日也。大仏造立の
功徳ありしぞ。せめてハ其供養になりたまふ後
すみべきを。かくありしハあさましかり

をなさしめずや。其後彼寺程なく回
禄しけるを。秀頼に至て建立せしめしが十
とせが内に父子ともに亡び給へ。豊臣氏の子孫皆
尽果てことごとくなりたまへバ。大仏を建し給ふ
興立すれハ。佛をうやまふにおゐて。其
ことくの功徳なれども。一人の幸
ありとハ見へしも。抑子孫の断絶するハ
仏意の好むなきけとも。天照大神の御
子孫。神代より今にいたり我朝の主とし

其外將軍家を始め、公家武家國主郡司
の人々に至るまで、大神の御子孫天下
をしろしめし給ふ。宇内に類なき事也。
此佛理におゐてハ、ことも又よろしね
なすとすべきやうさまどもを代々國々ニ所
ある罪人を斬をゆるく其藝として世を
渡るよすがとするものあり。けしく其人
の末々見きくに。悉く子孫の斷絶すと。或とがある
人を伐事ぞかし人に罪ありといへども。天地の子から
ある人を殺をすをこのむ。其身の不仁なりけむ

こひ現世として又るへし。天道のせめ是よりて思
おそるべきの甚しきならずや
爰ハ彼をもどきて佛をこのむ人の子孫斷
絶せざるす。さればこそ是に事なし。ことごとく
て後世に幸ありといへた。類物ゆるくれに
時ハ天道のせめをうくる事もむとしけ
ればさらにまるうしれど。されど我國の神の道
と。西戎の佛の法と。其善惡をえらんとすっ
をとゝひ文盲の人ありたしよくば二つを
よく考へなバ。其是非を辨なるあらん。

天照大神の御子孫ハ長く天下ニ君として。且其御
裔ハ下よりうしなへり。蘇我氏の子孫ハ早く族滅し。
仏法をこのむまでも子孫かくびかるを以く。
善悪ハおのづからしるしなるべし。

仏舎利　九七

敏達天皇十三年。鞍部村主司馬達等。仏
舎利を得て馬子宿祢に献る。馬子宿祢試
に舎利をもつて鐵質の中に置。鐵鎚をもて
うちをうくるに。質鎚ともに摧壊て。舎利ハ金
し。これを見て馬子いよく信を起しけるによ
り。善信尼釈女ありしを見ゑあり。
て馬子宿祢。池辺直氷田。司馬達等。仏法

を保信して修行おこたらずと日本紀に見
えたり。是我国に仏舎利を尊崇する始也。
唐太宗の時。波羅門僧ありて。仏歯とてあ
やしきものをもてはやし。此ある紙牙に。
何までもを打所の悉微塵としてくだけり
見せけれ。長安の士女あつまり。これを見ん
為との市のごとし。時に太史傅奕と云
人ありて是より仏法を信ぜざりしが。
弟子を守て曰。吾聞金剛石と云ものあ

をそ性動く〆堅し。よくこゝもとをやぶるもの
なし。たゞ羚羊角よくこれをやぶる。海石
あるは性て試べし。王子交比倉紙をあく。これ
あるは羚。羚羊角をもつて。彼仏歯を叩ぬれ
ば。手ふ應じて碎ぬ。これよりみるもの
都止むるとぞ。本草を考るに。金剛石西域
より出。状紫石英のごとし。百錬しても
消せん。れよくこれを撃事なし。只
羚羊角をもつてこれをうてバ。み自然とみ

のごとく得とられん。又獏骨を偽て佛牙
に似り。これ又わよく破る事あたはず。是
も羚羊角をもつてうてバみ碎くとあり。
司る達磨がる子に献せし佛歯も。金剛
石か獏骨なるべし。我国に傳來なくし
て。偽て後代り傳ふる事をとゞむるのこ。

僧 九八

欽明天皇の時。始て僧道深ら七人を献る。曰
十文日。僧曇恵ら九人来る。道深ら七人に

代ゟ。日本紀より百済国より僧ある始也。崇峻天皇
三年。司馬達等が子多須奈と云ふもの出家
して。名を徳斉法師と云。是日本まで出家
の始也。日本紀　聖武天皇治世二十六年此段。此
位を皇女高野姫にゆづりて出家しあそばす。是
天子出家の始也。一条院の御時。摂政大
臣兼家病によりて出家せし給。是人臣出
家の始也。正統記

尼　九九

敏達天皇六年冬十一月。百済国王我国の使
大別王の帰るに付て。比丘尼を献る。日本紀に見ゆ
是我国に尼ある始也。同十三年蘇我馬子宿禰
孫。司馬達等が女嶋をして出家せしむ。善信
尼と云。時に年十一歳也。日本紀に見ゆ　是我国の人
尼となる始也。

寺　三十

欽明天皇十三年。百済国より釈迦仏金銅像
経論幡蓋を献しける。天皇これを蘇我大臣

稲目宿祢に賜ふ。大臣跪受て忻悦し。向原の家を浄捨て寺とせり。日本紀に見えたり。是寺の始也。向原寺の址ハ。大和国高市郡古市村にあり。今ハ西琳寺と云。律僧住す小寺也。

尼寺 三十一

日本紀に。崇峻天皇三年春三月学問尼善信等。百済より帰りて。桜井寺に住んとあり。是尼寺の始也。聖武天皇天平十一年に始て国毎に国分尼寺を建て給ふ。是毎国尼寺あるのはじめ也。

塔 三十二

敏達天皇十四年春二月。蘇我大臣馬子宿祢塔を大野丘北に起つ。日本紀 是仏塔の初也。

九重塔 三十三

舒明天皇十一年十二月。百済川の側に九重塔を建つ。日本紀 是九重塔の始也

仏経 三十四

欽明天皇十三年冬。百済聖明王。経論若干巻を献る。日本紀 是日本に仏経ある始也。

法華経 三十五

敏達天皇六年に始て法花経渡る。今の經

講経 三十六

日本紀を考るに推古天皇十四年秋七月。天皇皇太子に請て勝鬘経を講せしむ。三日に説竟ぬ。このとし皇太子亦法花経を岡本宮に講ず。舒明天皇十二年夏五月五日。大に斎を設て。僧恵隠を請て無量寿経を説しむ。内裏にて斎を設け経を講ずる事是より始まれり。又孝徳天皇白雉三年夏四月十五日。沙門恵隠を請て内裏におゐて無量寿経を講せしむ。沙門恵資をもつて論議者とし。沙門一千人をもつて聴衆とす。同月廿日に至て講を罷。此日よりして初て連に氷雨ふりて九日。宅屋損壊し田苗を傷害し。人及牛馬の溺死するもの多し。日本紀

佛をそしめて癩せし時。天下に疫死多く。孝徳帝の御時法事を禁裏より始まる

て。水害ありし類をもつて。天子に紙をあぐべし。

法花八講　三十七

元亨釈書に云。延暦十五年勤操是を始む。勤操ハ和泉国槙尾寺の僧。弘法の師也。十講卅講を此門より始む。一日に八座をもうくるに似たり。一日に朝座夕座二座なり。一座に一巻を講じ。毎日講じて四日に講じ畢る。八巻を八座に講ずる故八講と云。其説ハ大抵古より定まりて。其題の内の問をあげ難問をなす。問者ハ講師に答へ是非を決せさせ難じて止む。判者ありて講師の上を決す。法花経を逐一に講ずるにあらず。禁中にも八講あり。四ケの大寺より出合て是を講ず。

戒　三十八

崇峻天皇元年。蘇我馬子宿禰。百済僧等を請て。受戒の法を問。日本紀 是日本受戒の始也。

戒壇　三十九

孝謙天皇天平勝宝六年正月。唐の沙門鑑真来朝す。夏四月戒壇を東大寺に築く。元亨釈書 是日本戒壇の始なり。廃帝天平宝字五年正月。薬師寺観世音寺に戒壇を立し給ふ。信義堂空華集に云。むかし日本に壇を設戒を受るもの三所。筑前の観世音寺ハ西国の人に便す。大和の東大寺ハ中州

の人ハ役す。下野の薬師寺にハ。東国の人
に役す。延暦寺戒壇の興るに及て。薬師
寺の衛廃れ。是より東国の人戒を
うくる事もの延暦寺に属す

一切経 四十

天武天皇二年三月。書生を聚て。始て一
切経を川原寺にて写さしむ。日本紀 同
本に一切経ある始なり。
園太暦を考るに。寛永二年三月廿日寺島の尉善兵
忠統一切経開板の功によりて。叙位にあつかる。
しかれハこの時始て開板せしなるへし。

僧正 四十一

推古天皇三十二年四月。沙門ありて斧を執
て祖父を殴。朝廷始て百済僧観勒を僧
正とし。僧尼を検校せしむ。是僧官のは
じめ也。日本紀
聖武帝天平十七年。行基をもて大僧正
とし。是大僧正の始也。清和天皇貞観七年。壹演
を以て権僧正とし。是権僧正のはじめ也

僧都 四十二

欽明天皇三十二年四月。鞍部漆積を以て僧都とす。日本紀 是僧都の始也。天武天皇二年十二月。僧義成を以て小僧都とす。日本紀 是小僧都の始也。文武天皇元年十一月。沙門道眼を大僧都とす。元亨釈書 是大僧都の始也。

國師　四十三

正和の始。花園院の年号 聖一に國師号を賜ふ。國師号此より始る。元亨釈書

律師　四十四

敏達天皇六年冬十一月。百済国より律師を献る。日本紀 是日本にて律師の号ある始也。日本の僧律師となる事ハ。日本紀にあり。天武天皇十二年。律師を任ずる事みえたり。是始なるへし。（権律師ハ称徳天皇天平神護年中に是を始らる。）元亨釈書にハ。文武天皇元年三月十八日。元興寺僧善住。律師となる。是律師の始也とあり。

阿闍梨　四十五

後一条院の長元七年十二月。沙門教円。阿

闍梨とせしむ。阿闍梨の号然ら唯とゝまる。
安然より始る。元亨釈書

禅師　四十六

後宇多院弘安元年。宋国の道隆寂して。諡を
賜りて大覚禅師と云。禅師の号こゝ
に始る。元亨釈書

僧録司　四十七

後円融院の康暦二年正月。僧妙葩国師
の号を蒙り。天下僧録司に任じ。僧録の
号こゝに始れ

大師　四十八

清和天皇貞観八年七月十二日。釈最澄に
諡を伝教大師と賜ひ。釈円仁に慈覚大師の
諡を賜ふ。大師の号是より始れ。元亨釈書

法親王

堀河院康和元年正月。仁和寺覚行白河院の皇子
親王に冊せしむ。皇子出家の後親王と為
給ふ事覚行より始れ。俗に法親王と云。元亨釈書

御門跡 又十

醍醐天皇の御時。宇多法皇東寺にて灌頂し。御室を仁和寺に造らせ御室の始なり。後世に御門跡と云ふも是より起れり。宇多法皇のおはしまし所なれバ御門の跡と云義なり。

天台座主 又十一

淳和天皇天長元年。釈義真天台座主に任ず。此職義真より始る 日本後紀

東寺長者 又十二

仁明天皇承和三年。僧実慧を東寺長者とす。此任実慧より始れり。元亨釈書

僧位 又十三

白河院永保三年二月。仁和寺御門性信二品に叙さる。僧位性信より始る。元亨釈書

三綱 又十四

上座。寺主。都維那。これを三綱と云ふ。日本紀に天武天皇朱鳥元年正月に。諸三綱律師

伏羲すでに云ふ事あれバ三綱の名此時よりぞ
起りしや。

法眼法橋法印　又十五

是これ僧位也。清和天皇貞観六年二月に
始て定らせ給ふとぞ三代実録に見えたり。

佛工綱位　又十六

後一条院治安六年秋七月。佛工定朝に法
橋上人位を授け給ふ。工人の綱位。定朝よりぞ
はじまれる　元亨釈書

法師入禁中　又十七

用明天皇二年夏四月。天皇病あるによりて。
穴穂部皇子。豊国法師をひきて内裏に入。日本紀
是禁中に法師の入始也。去れども
天皇の病癒ず。終にかくれまします。

最勝王経　又十八

仁明天皇承和七年正月乙酉。大極殿において
始て最勝王会を修せしめ給ふ。続日本紀

仁明天皇の此時。内裏にても仏に

と行ひけるを始とす。其後しきりに修行あり
き。承和五年に内裏にて灌佛。同七年より仏名懺悔
をも始まりしかどもこれ利養ハなく。こ
の年程なく天皇かくれたまひぬ。是又天帝
の向背と。仏事此利害を知べし。

佛名懺悔　五十九

仁明天皇承和五年十二月己亥。天皇清涼
殿にをいて。佛名懺悔を修せしむ。限る所三
日をもつてす。律師静安。大法師願安。実敏。
願定。道昌等互に導師となる。内裏にて佛
名懺悔を修せしむる。是より始まる。続日
本紀

僧免輦車　六十

清和天皇貞観六年。僧真雅に輦車を聴
す。僧の輦車真雅より始る。元亨釈書

僧聴牛車　六十一

後一條院寛仁四年三月。大僧正済信牛
車を聴さる。沙門の牛車済信より始る。元亨釈書

佛前の垂帳　六十二

推古天皇二十四年。新羅国より金銅の弥勒像二尺を渡しけるを。聖徳太子秦河勝に謂て曰。佛像霊あり宜しく清浄の地に安置しまゐりて法会をおこなふべしと。河勝寮をなして蜂岡寺に安置し。錦の帳を垂てこれを荘る。是佛前に垂帳の始也。廣隆寺縁起

安居　六十三

天武天皇十二年癸未。始て僧尼を請て宮中に安居をさす。日本紀　是安居の始也。持統天皇四年五月内裏におゐて始て安居講説せし　続紀　む。日本紀

八宗　六十四

三論宗　推古天皇三十三年乙酉三月。高麗国より慧灌と云僧来り。三論宗をひろむ。元亨釈書。○明詮ハ三論宗なり。又大安寺の道慈。呉の智蔵に事へて。三論の学をうけ。其後文武天皇大宝元年入唐し。益三論の旨をきはめ。え

正して史書をえらぶに修て。坐に此宗を興す。

法相宗

神皇正統記に云。法相ハ真福寺
あり。唐の玄奘三蔵天竺より伝して[illegible]ひ
ろめらる。日本の定恵和尚大織冠かの息にて かの子也
入り。玄奘の弟子となりしが。帰朝して此世
をちやくとぞ。いまれ法相ハ玄昉僧正といふ人入
唐して。四州の智周大師 玄奘二世の弟子 に逢て
これを伝て流布しけるとぞ。

倶舎宗

玄昉始てこれを伝す

成実宗

正統記に云。倶舎
成実など云ハ小乗家也。道慈律師あらたに伝
て流布せしときこえたり。僧学の宗にて別に
此宗を立る事なし。元亨釈書に云。我日域
の倶舎成実ハ学ありて備りのみ家をなさず。

律宗

招提寺 西大寺

孝謙天皇天平勝宝六年。唐の鑑
真和尚来朝して初て律宗をひろむ。然れ
ども法盛ならず。其後順徳院建暦元年二
月。俊芿法師宋朝より帰て。泉涌寺を開
て律宗を中興す。それより以来律宗盛

みして。後国にひろまれり。

華厳宗（ケゴンシユウ）

正統記にいふ。唐の杜順和尚よりおこり
我朝へわたりしを。良弁僧正伝して。東大寺に
興隆を。此寺ハ此宗によりて建立せしも
のなりや。大花厳寺といふ名あり。 勅額聖武宸筆
られしと。僧への良弁に
給ひて大に振ふ

天台宗（テンダイシユウ）

伝教大師と謚す

延暦寺 桓武天皇延暦二十三年に。最澄後に
入唐して。天台の道邃和尚に逢て。その
宗を極め。同廿四年六月に帰朝し。比叡山に

立て此宗を広めければ

真言宗（シンゴンシユウ）

弘法大師と謚す

東寺 桓武天皇延暦二十年に。空海
最澄と相ともに入唐して。真言宗
六の祖恵果和尚に従て。其法をきはめ。平城
天皇大同元年八月に帰朝して其法をひろむ。
真言宗に。古義新義の流義あり。古義ハ弘
法の流義也。新義ハ根来覚鑁が流義也。覚鑁
を今興教大師と号す

禅宗 六十五

最澄伝教大師円仁慈覚大師入唐の時。北宗の禅法
伝へかへりしかども。法ひろまらず。後に
鳥羽院文治三年四月。栄西千光国師入宋して。
黄龍の流を汲て。禅宗を極め。建久二年
四月に帰朝して是をひろむ。是日本に
て禅宗の流布する始也。
日本にて禅寺の始ハ。筑前博多の聖福寺
也。此寺ハ建久六年に創立せられし。元亨
釈書に見えし也。是より前建久三年に筑
前香椎宮の傍におかれく。報恩寺を棲
とあり。今も寺なし。旧址あまり。是禅寺の始とすべし
といへども。聖福寺ハまさしく扶桑最
初禅窟と云。後鳥羽院宸翰の勅額あれバ。
日本禅寺の始なるべし。
曹洞宗ハ。釈道元入宋し。天童の如浄禅師
に逢て。曹洞宗旨を伝て帰り来り。城南
の深草にして法を弘く。北条時頼招て
到らしむ。越前に行て。精舎をかまへて居す。

永平寺と云。建長五年八月遷化也。寿五十
四。元亨 曹洞宗の始也。
釈出
六十六 浄土宗 是より以前ハ日本にて建る所の法門なり。
後鳥羽院の御時。源空上人法然 黒谷にありて専
修念仏易行の浄土門を開てより以来。浄
土宗始まり。源空を今円光大師と号す
浄土宗に数多の門流ありといへども。世
に盛に流布するハ。鎮西西山の二流なり。
鎮西流義と云ハ。法然上人の弟子に聖光

上人。弁阿鎮西善導寺の開山にて。其後京に
登り。念仏門を広む。鎮西より上る流義な
る故に。鎮西流義と云也。又西山流義と云ハ。
是も法然の弟子なり。證空上人。善恵粟生
の光明寺に居て。念仏門を弘む。京より西
山なる故なり。西山流義と云とかや。
六十七 真宗 世に一向宗と称ス
順徳院建暦年中より。法然上人の弟子
親鸞上人 善信 此宗始めて。越後国より

流布せ。親鸞より十一代顕如上人の時に。門跡と号せ

親鸞始ハ慈鎮和尚乃弟子にして天台宗なり。後に法然の弟子となる。若き坊綽空と名のりし。後に親鸞と改む。

六十八　日蓮宗　世に法花宗と称ぞ

亀山院文永年中より。日蓮上人おこりて一宗とひろむ。是日蓮宗乃始也。

六十九　時宗

伊豫国人河野七郎通広が二男。出家して一遍上人と云。是時宗乃始祖也。一遍上人熊野

権現の霊夢乃告ありしとて。後宇多院建治年中より諸国を遊行して法を弘む。是諸国遊行乃始也。

七十　大念佛宗

宗徳院の大治二年大原来迎院乃良忍上人融通念佛を始て弘めけり。

そのゆえ元亨釈書に詳也

後絶えりけるが。いかにしてか良忍所持乃本尊及亀鉦など。石清水八幡宮に在を於て後醍醐天皇乃御時。深江法明と云在家

乃入道感得して。融通念仏の再興を。志あり
しより弘通せり。摂州平野に融通大念仏寺
是也。此宗摂津河内大和等の国に盛也。

一向宗門跡　七十二

俗説に後柏原院の御時。乱世にて御即位の
礼行はるべき料禄なかりけるを。三条実
隆卿にもうしいれて。本願寺より御即位の
料を献る。是を賞として初て門跡の号を許
されしといへり。准門跡とも云べきにや。

灌頂　七十三

日本後紀に云。延暦二十四年九月丁卯。勅し
て。清瀧峯高雄道場において。都会大壇を
起し。諸寺の智行兼備の僧を撰て。灌頂を
受しむ。道証。修円。勤操。正能。延秀。広円。全日
じくはほか。諸寺との八人あり。小野ニ峯
守勅を奉て法事を検校す。是本朝密灌の
始也

山伏　七十三

山臥ハ役行者を祖とす（役行者小角と号す。文武帝の時の人）を修験道と号す。山居して難行苦行するを道をもて業とす。堀川百首仲頼の哥に山ぶしの苔の衣のうへをけさバ冬になりぬる今日ぞしりぬる。按ずるに山臥ハ出家の惣名也と有。これをもてみれバ山居の僧を山臥と云にや。今ハ一種の術者の名となれり。むかし役行者大峯葛城を経歴し。修練苦行す。被葛餌松。沐清水之泉。濯欲界之垢。修行孔雀之呪法。證得奇異之験術。其術を義覚に伝ふ。其後大峯葛城を経歴する人なかりしを。聖宝僧正（醍醐天皇の時の人）大峯葛城に昔修する事を再興す。三宝院始祖勝覚権僧正其流を伝ふ。これを当山とす。白河院熊野山御幸の時聖護院の開山増誉大僧正大峯葛城難行苦行類なき人也けれバ先達となられしを賞として三山検校となる。これを本山と号す。山臥にも本山当山の派

あるハ是也。又いかよ出羽の羽黒豊前の彦山の流義あり。

大和事始巻之六　大尾